

子どもたちが希望する教育への支援 生活福祉資金(教育支援資金)を通じた取り組み

「子どもの貧困対策推進に関する法律」がその目的に示すように、世帯の所得状況に関わらず、教育の機会均等を図ることは極めて重要です。借受世帯にとって利用しやすい制度とはどんな制度なのか、低所得世帯を中心とした子どもの教育支援と必要な資金に焦点をあて、世帯への支援について考えます。

子どもの就学を支援する貸付

ここ最近「子どもの貧困」に関する話題はメディアでも頻繁に取り上げられています。平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策推進に関する法律」は、記憶に新しく、多様な関係者が様々な取り組みをはじめています。

また、同年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づく新たな支援制度においても、低所得世帯の子どもたちへの学習支援が盛り込まれました。

本会では、生活福祉資金貸付事業を市区町村社協や民生委員等の協力を得ながら実施しています。

その一種である「教育支援資金」は、各種就学支援制度を利用できない場合や、他制度の補完が必要な場合の貸付制度として、長年に渡り子どもたちの教育に関する経済的な支援として、重要な役割を果たしてきました。特に平成21年度頃から教育支援資金の貸付決定件数は、生活福祉資金の他の費目とは異なり、増加傾向が続いています。

平成27年度実績では合わせて1千件(公立高校への進学決定などによる借入れ辞退を含む)を超える貸付を決定しており、そのうちの6割が生活保護を受給している世帯となっています。

教育支援資金の貸付対象費目

教育支援資金	
資金種類	就学支度費 教育支援費
資金使途	新入学時のみに支払いが必要な経費 就学するために毎月、毎年の支払いが必要な経費
貸付対象経費	入学金、制服代など 授業料、通学交通費など
限度額	500,000円まで 〈月額〉 高等学校 35,000円まで 短大・専門学校 60,000円まで 大学 65,000円まで ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能

また、生活保護受給世帯のうち、ひとり親(母子、父子)世帯の割合は8割を超える状況にあります。

ひとり親世帯の現状

神奈川県では、昨年度に引き続き、子どもの貧困対策の推進にあたり、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の現状やニーズを把握するために、主にひとり親家庭に支給されている「児童扶養手当」の受給者を対象としたアンケート調査を実施しています。

アンケートの質問項目は多岐に渡りますが、拡充すべき必要があると思う制度として「奨学金制度や学校教育にかかる費用の助成・免除の充実」は、高い割合を示す結果となっています。

自由意見の中には、進学資金や通学費用、部活動費への支援を望む声や家庭の経済状況を察知している子どもが進学に消極的になっている様子、習い事や通塾に関する費用への経済的支援などの訴えも見られます。

他の支援制度の動向と連携

生活福祉資金(教育支援資金)には、他制度優先の原則があり、ひとり親世帯は母子父子寡婦福祉資金の申請を行うことを必要としています。両制度の目的や役割、対象者の違いが必ずしも関係者間で十分に理解されていない実態もあります。申請から貸付決定、資金交付に至るま

での受験スケジュールや入学金の納入期日などが指定されているがゆえ、世帯に負担をかけているケースも存在しています。

事業実施主体の違いから、母子父子寡婦福祉資金は、運用上の詳細な貸付要件が委託先である市町村行政の窓口によって異なることも一部あり、改善が求められるところでもあります。

このほかにも、就学を支援する仕組みとして、大学や専門学校の就学を経済的に支援している日本学生支援機構の奨学金は、無利子の第一種奨学金の貸与を受けるための成績要件を実質的に撤廃するなどの制度改正が進められています。

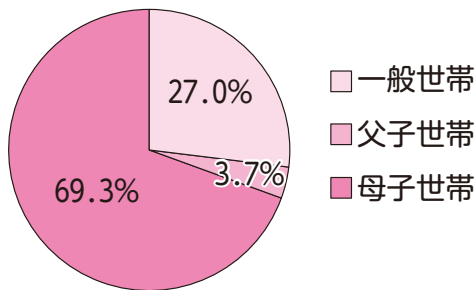
また、新たな制度として、昨年より児童養護施設退所者等を対象として、大学等に進学してからの生活費や家賃など貸付金の一部を返済免除の仕組みを持った「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金」も創設されています。

教育支援資金においては、昨年2月に延滞利率の引き下げ（年10.75%から年5.0%）や、進学への熱意や将来に向けた計画性などにおいて特に必要と認められる場合において、貸付上限月額を1.5倍まで引き上げる改正が行われました。

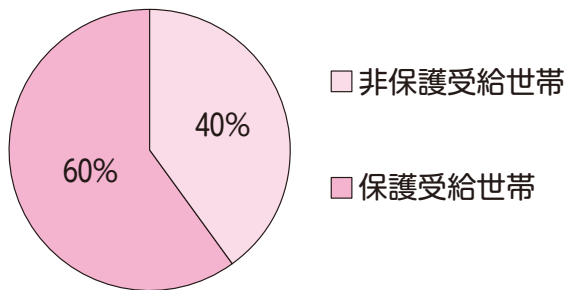
本会では、これまでの運用を一部見直し、条件緩和を行い、利用者

平成27年度 教育支援資金貸付実績から見る生活保護受給世帯、母子父子世帯の割合

世帯構成



保護受給世帯の割合



とって利用しやすい制度を考え貸付を行っています。

一方で昨今、日本学生支援機構奨学金の返還に関し、様々な報道があります。教育支援資金においても償還に関する課題は現実問題となっています。

例えば、第二子、第三子といった兄弟姉妹が引き続き借入れを行うことや、高校から大学等への進学でひとり子どもが複数の借入れを行うこと、さらに貸付け上限月額の引き上げもあり、その世帯の借入総額は高額となる傾向にあります。このような状況から、卒業後の償還は本人もとより、世帯にとっての生活に大きな負担となることも危惧されるところでです。

その負担をできる限り増やさない支援を行う必要がありますが、市区町村社協からは、その難しさも聞かれています。様々な事情から学校になじめなかつたり、通塾が困難であったり、生活の一部を支えるために子ども自身がアルバイトせざるを得ず、学習に十分な時間がとれないとの理由から生じている学力の課題から、高額な学費のかかる進学先を選ばねばならないケースもあります。

国が掲げる『ニッポン一億総活躍プラン』のなかでも、すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備などが掲げられています。経

済面以外の支援の動きに期待するとともに、本会としては、教育機関関係者との情報交換等の必要性を感じ、取り組みを検討したいと考えています。

償還を通じた借受世帯との関わり

生活福祉資金貸付制度は、相談・支援を通して借受世帯の自立促進を図ることがひとつの特徴です。

教育支援資金の償還の多くは、卒業後6月の据置期間後に始まり、高校入学時に借入れ、償還が開始するまで、長い場合は7年間が空き、償還期間も最長で20年となる場合もあります。学生生活を送る一方、成長とともに、子どもを取りまく生活環境は大きく変化することもあります。

本会では、償還開始に合わせて借受世帯の状況として、卒業後の進路や償還方法などを確認することとしています。また、市区町村社協の中には、借受世帯に「いつから」「いくらで」償還が始まるのかを伝え、償還に対する理解や意識づけを行う取り組みも始まっています。

貸付から償還完了までの間、市区町村社協は借受世帯と関わっていきませんが、償還完了後までは長期に渡るため、借受世帯へ連絡しても反応がなかったり、所在不明になったり

他の支援制度

日本学生支援機構奨学金	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与する制度。無利子の第一種奨学金、有利子の第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金がある。
神奈川県高等学校奨学金	県内に在住し、県内の高等学校等に在学する者又は保護者が県内に在住し高等学校等に在学する者で、学資の援助を必要とする生徒に対し、奨学金の貸付けを行う制度。
高等学校等就学支援金（国）	国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給する制度。
私立高等学校等生徒学費補助金（県）	神奈川県内に設置されている高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校高等課程に在学する生徒の入学金及び授業料を学校が軽減した場合に、入学金及び授業料を軽減した学校に対して神奈川県が補助する制度。
母子父子寡婦福祉資金	母子（父子）家庭や寡婦の方に、経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、「修学資金」「就学支度資金」をはじめ各種資金の貸付けを行う制度。

と、継続的な支援が困難になることも少なくありません。

償還困難となってしまうことも

償還が開始された1回目の償還が計画通りに確認できなかった場合には、市区町村社協から借受世帯へ連絡を入れ、状況把握を行います。

平成28年10月に償還開始となった教育支援資金の借受世帯379世帯のうち、1回目の償還を滞納した世帯は128世帯、滞納率は約30%でした。償還率は約70%と本貸付制度における他の資金と比べて低いわけではありません。

しかし、教育支援資金は1回あたりの償還が高額であったり、償還期間の長さから、滞納が長期化すると、生活への負担がさらに大きくなるおそれがあります。

滞納に至る理由として、借受者自身は卒業したものの安定した収入が得られないといったことも要因となつていきます。また、本貸付の対象世帯を低所得世帯としていることから、月々の償還を継続するのは容易なことではありません。

滞納を未然に、また最小限にするためには、滞納が償還意思の問題なのか、生活上の課題からなのかを見極め、初期段階で適切に対応していくことが重要となります。その支援の結果として自己破産に陥るケース

もあります。貸付時に償還の目途や自立までの道筋を描いておくことの難しさも支援の経過から感じられています。

しかし、教育支援資金においては、民生委員による継続的な見守りも効果を発揮しています。世帯によっては、親権者が療養中であったり、祖父母と生活していたりすることもあり、年1回、民生委員が借受世帯の状況を確認することは良い機会となっています。

様々な理由から学業が継続出来ずに、新たな道を目指すに至った世帯の把握など、困りごとを相談できる身近な相手として、借受世帯の支援を行っています。

一方で、償還が困難な場合には、借受世帯の状況により、支払猶予などの借受世帯の負担軽減につなげる支援も行われています。

借受世帯に寄り添った支援を

教育支援資金をはじめとするいくつかの貸付制度は、子どもたちへの貧困の連鎖を断ち切るための重要な社会資源です。しかし、あくまでも貸付であり返済を伴うがゆえに、子どもたちにとっての負担が大きくなっていることも否めません。

貸付金だけでは不足する学費や生活費を稼がなければならず、その結果として、アルバイトと学業の両立

が難しくなり、休学・退学してしまう子どももいます。経済的な事由で修学を断念することのないよう、現状に即した制度となることが望まれています。

「子ども食堂」や子どもへの学習支援の取り組みも様々な形態で行われていますが、特に中学校を卒業し、高校へ進学した子どもたちが、悩みを話すことができるような居場所として機能していくことも期待されています。

教育支援資金の利用を希望する世帯は今後も増えることが予測される中、本制度の目的を踏まえ、今後もしばらく市区町村社協と民生委員と協力し、借受世帯に寄り添って支援をしていきたいと考えています。

「子どもの貧困」という言葉に違和感を感じるといった発言も聞かれています。子どもが貧困なのではなく、様々な事情による世帯の経済的困窮が子どもの生活に影響を及ぼしていることもあります。

教育支援資金の申請世帯の中にも、複合した生活課題を抱える状況があり、「現場」が連携し子どもたちを支えるだけでは足りず、世帯が抱え様々な困りごとに対し、総合的に受け止める体制づくりや支援を今後も考えていきたいと思えます。

（生活支援担当）